

愛媛県開発ブランド畜産物 PR 事業の委託に係る 企画提案型プロポーザル実施要領

この要領は、愛媛県開発ブランド畜産物 PR 事業を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第1 業務名

愛媛県開発ブランド畜産物 PR 事業委託業務

第2 業務内容等

1 業務の内容

別添「愛媛県開発ブランド畜産物 PR 事業業務仕様書」のとおり

2 履行期間

契約の締結日から令和4年3月31日まで

3 委託契約金額の上限

3,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

※ 業務遂行する上で必要な費用一切を含む。

※ 本事業が実施されない場合、企画提案者はそれまでに発生した一切の費用を請求することはできない。

4 その他

全国における新型コロナウイルス感染症の状況によっては、業務開始前又は業務実施途中において、業務内容の変更等を指示することがあるので留意すること。

第3 企画提案の応募資格・条件

本業務に係る公募型プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)に参加しようとする者は、以下の資格要件を全て満たす者とする。

- 1 愛媛県知事の審査を受け、令和2・3・4年度における愛媛県製造の請負等に係る競争入札参加資格者名簿に登録されている、又は令和3年5月24日までに登録が予定されていること。

- 登録申請手続きを行っていない事業者は、早急に手続きを行ってください。
- 申請書の提出後、審査の時間が必要となります。また、申請書類の準備のほか、申請に不備がある場合には書類の追加提出等で時間を要します。
- 県ホームページでも申請方法をご案内しています。
トップページ「電子行政サービス(電子申請、施設予約など)」
⇒「申請書等電子配布サービス」
<http://www.pref.ehime.jp/sinsei/bunya/gyouse.html>
【【物品・役務等】競争入札参加資格審査申請関係】
(令和2~4年度資格関係)

- 2 地方自治法施行令第167条の4の規定(一般競争入札参加者の資格)のいずれにも該当しない者であること。

- 3 国または地方自治体から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。
- 4 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- 5 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生開始の申立て及び破産法に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- 6 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- 7 共同企業体で参加しようとする場合は、代表者、構成員ともに1～6の資格要件を満たすこと。なお、構成員として参加する場合、同時に単独での参加はできない。

第4 プロポーザル実施に係るスケジュール

- 1 実施要領等の公開
令和3年4月12日（月）
- 2 実施内容等に関する質問書の提出期限
令和3年4月26日（月）
- 3 実施内容等に関する質問への回答日
令和3年4月28日（水）
- 4 参加希望書の提出期限
令和3年5月10日（月）
- 5 参加資格確認結果の通知
令和3年5月12日（水）
- 6 企画提案書の受付
令和3年4月12日（月）から令和3年5月24日（月）まで
- 7 プロポーザル審査会のプレゼンテーション開始時間の通知
令和3年6月7日（月）
- 8 プロポーザル審査会
令和3年6月中旬（予定）
※詳細については、別途参加者に通知する。

第5 応募の手続き

- 1 担当窓口：愛媛県 農林水産部 農業振興局 畜産課
(担当：石川)
住 所：〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2
電 話：089-912-2576(直通)
FAX番号：089-912-2574
電子メール：ishikawa-mayu@pref.ehime.lg.jp

※電話による問い合わせ及び書面の提出は、平日の午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く）までとする。

2 質問の受付及び回答

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、次のとおり受け付ける。

(1) 提出期限

令和3年4月26日（月）午後5時（必着）

(2) 提出場所

上記1の担当窓口

(3) 提出物

質問書（様式1）

(4) 提出方法

電子メールにより、提出すること。なお、件名は「愛媛県開発ブランド畜産物 PR 事業委託業務に関する質問」とし、送信後、上記(1)の担当窓口へ、電話により着信の確認を行うこと。

(5) 回答方法

回答の対象となる質問は参加希望書の提出があった者からの質問とし、質問及び回答については、参加希望書の提出があった全ての者に対し、参加希望書に記載された連絡先に電子メールで通知する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(6) 回答予定日

令和3年4月28日（水）

3 参加申込みの受付

プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり参加希望書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和3年5月10日（月）午後5時（必着）

(2) 提出場所

上記1の担当窓口

(3) 提出物

ア 参加希望書（様式2-1又は2-2）

イ 会社概要（様式3）

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留）とする。なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても提出期限日に未着の場合は、期間内の提出がなかったものとみなす。

(5) 参加辞退

参加希望書提出後に参加辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

4 参加資格の確認

参加希望書の提出者に対して、参加資格の確認を行い、その結果を通知する。ただし、企画提案書の受付期間において参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。

(1) 結果通知日

令和3年5月12日（水）

(2) 通知方法

参加希望書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

5 企画提案書の作成

企画提案書は、仕様書及び別添「企画提案書作成要領」を熟読の上作成し、次の点に留意すること。

(1) 企画提案書は、1社1提案のみとする。

(2) 第2の3の委託契約金額の上限を超えたものは、審査の対象とはならない。

6 企画提案書の提出

企画提案書は、次のとおり提出すること。

(1) 提案書期限

令和3年5月24日（月）午後5時（必着）

(2) 提出場所

上記1の担当窓口

(3) 提出物

ア 企画提案提出書（様式5）

イ 企画提案書 8部

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留）とする。なお、郵送の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合は、期間内の提出がなかったものとみなす。

7 企画提案書の取扱い

(1) 提出後において、再提出の場合を除き、提出書類は理由を問わず返却しない。

(2) 提案書の再提出は、第4の6の提出期限内に限り認める。なお、県から書類の不足、不備の補完、内容不明の確認のほか、必要に応じ追加資料の提出を指示する場合がある。

(3) 提案を取り下げの場合は、取り下げ願い書（様式6）を提出するものとする。なお、提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも取り下げ願い書を提出するものとする。また、取り下げ願い書の提出があった場合でも、提出された書類は返却しない。

(4) 提出書類は、審査に必要な範囲において複製を作成することがある。

(5) 提出期限までに提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。

8 企画提案の無効

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

(1) 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案

(2) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

- (3) その他、企画提案に関する条件に違反した提案

第6 業務予定者の選定方法等に関する事項

1 業務予定者の選定方法

- (1) 別添「愛媛県開発ブランド畜産物 PR 事業委託業務に関する企画提案公募(プロポーザル)審査基準」に基づき審査を行い、業務予定者を選定する。
- (2) 審査は、県が設置する審査委員会において行う。
- (3) 審査は、書面及びプレゼンテーションによる審査とする。ただし、参加者が1社であった場合、プレゼンテーションを省略し、書面のみの審査とすることがある。
- (4) 審査委員会が必要と認めた場合には、企画提案者へのヒアリングを実施する場合がある。なお、ヒアリングの有無及びヒアリングを実施する場合の日時・場所等については、別途企画提案者へ通知することとする。
- (5) 企画提案者が1社の場合においても、総合的に評価して業務予定者としての適否を判断する。

2 プロポーザル審査会

- (1) 日時（予定 ※参加者数により変更の可能性あり）
令和3年6月中旬
- (2) 場所
愛媛県庁
- (3) 実施方法
 - ア プレゼンテーションは10分を目安とする。
 - イ プレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑に応答すること。
 - ウ その他、詳細は別途参加者に通知する。なお、各参加者のプレゼンテーションの順番は、上記第5の3の参加申込みの受付順とする。
- (4) 注意事項
 - ア 説明は提出期限までに提出した企画提案書により行うものとし、プレゼンテーションソフトを用いたプレゼンテーションを行う場合は、スライドを印刷した資料を審査会当日までに8部提出すること。
 - イ パソコンや映像機器など、プレゼンテーションに必要な機材等を使用する場合は参加者が用意すること（プロジェクター及びスクリーンは県が設置するため不要）。
 - ウ 審査に当たっては、次の期間内に個別に提案内容の確認を行うことがある。
 - (ア) 期間
プロポーザル審査会の前日まで
 - (イ) 方法
参加申込書に記載された連絡先に電話又は電子メールで行う。
 - エ 審査会への出席者は、3密回避のため2名までとし、出席連絡票（様式7）により、第4の7の通知後速やかに報告すること。

オ 指定時間に遅れた場合又はプレゼンテーションを行わなかった場合は、審査対象としない。

カ 審査会は非公開とする。

キ 新型コロナウイルスの流行状況等により、開催日時又は開催方法を変更する可能性がある。

第7 業務予定者の選定

1 審査方法

- (1) 審査委員会は、プレゼンテーションや質疑応答を踏まえ、企画提案書を採点する。
- (2) 審査委員会は、審査順位が第一位の者を業務予定者として選定する。
- (3) 最高点の者が複数ある場合は、見積額の安価な者を業務予定者とする。

2 審査結果等

審査結果は、審査後速やかに参加者あて通知するとともに、参加者数、業務予定者の名称等をホームページに掲載する。なお、審査内容に係る質問や異議は、一切受け付けない。

(1) 通知日

令和3年6月下旬予定

(2) 方法

文書で各提案者に通知する。

第8 契約

1 契約締結の協議

上記第7により選定された業務予定者と契約締結の協議を行う。

2 協議内容

提出された企画提案書を参考に協議を行う。協議では、企画提案書の内容の追加、変更又は削除を求めることがある。また、協議後の企画提案書は、契約時の仕様書の一部として取り扱う場合がある。

なお、業務予定者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

3 契約の締結

協議が整った場合に、別途定める予定価格の範囲内で業務契約を締結する。

4 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の規定に準じることとする。

5 契約保証金

契約保証金として、愛媛県会計規則第152条の規定により契約金額に10分の1以上を乗じた額を納付する必要がある。ただし、同規則第154条の規定に該当する場合は免除

する。

第9 公正な企画提案の確保

- 1 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)を遵守し、プロポーザルに参加すること。
- 2 参加者は、他の事業者に対して、参加意思及び提案内容の詮索等、競争を制限する行為を行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- 3 参加者は、他の事業者に対して、故意に企画提案書等を開示してはならない。
- 4 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

第10 その他

- 1 提出された参加申込書及び企画提案書等は、業務予定者の選定以外の目的で使用しない。
- 2 企画提案書の作成及び提出等プロポーザル参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- 3 プロポーザル及び契約の手続き並びに委託事務の実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。
- 4 参加者の企画提案書の著作権は参加者に帰属し、業務予定者の企画提案書の著作権は、委託契約締結時点で委託者に帰属するものとする。
- 5 企画提案書に特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を含む場合、当該権利の仕様に係る調整は参加者が行うとともに、その使用に係る経費は委託料に計上すること。
- 6 委託業務における制作物の著作権は愛媛県に帰属するものとする。委託契約期間終了後、愛媛県が制作物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記すること。
- 7 企画提案書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容に同意したものとみなす。